

先進地事例調査の状況について

(岐阜広域合併協議会・富山地域合併協議会)

平成15年11月5日

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事務局

先進地事例調査の概要

1．目的

市町村合併の協議を行っている中核市で、法定合併協議会の設立が当協議会よりも先行している都市に関して、合併に至る経緯、協議の状況等について、調査をすることを目的とする。

2．調査先

- (1) 岐阜広域合併協議会 10月21日(火) 13:30～15:30
岐阜県岐阜市美江寺町2丁目9番地(TEL 058-212-3161)
法定協議会設置日 平成15年4月1日
協議会開催回数 5回
合併の方式 編入合併

- (2) 富山地域合併協議会 10月22日(水) 13:30～15:30
富山県富山市牛島町5番7号(TEL 076-431-3422)
法定協議会設置日 平成15年4月1日
協議会開催回数 6回
合併の方式 新設合併

3．日程

平成15年10月21日(火) 7:20 秋田空港集合
7:50 秋田空港発(ANA872便)(東京行)
13:30 岐阜広域合併協議会調査
平成15年10月22日(水) 13:30 富山地域合併協議会調査
平成15年10月23日(木) 19:05 秋田空港着(JAS267便) 解散

4．参加委員等

- (1) 協議会委員 9名
議員 (各市町1名)
学識経験者 (" 1名)
助役、収入役 (" 1名)

- (2) 協議会事務局 3名
豊嶋事務局次長(秋田市)、佐々木参事(河辺町)、丸山参事(雄和町)

先進地事例調査参加委員等名簿

	役職	氏名	備考
秋田市	収入役	保坂 五郎	
	市議会議員	三浦 芳博	
	学識経験者	池村 好道	1日目のみ同行
河辺町	助役	名古屋 昇	
	町議会議員	藤原 貢	
	学識経験者	小野寺 平紀	
雄和町	助役	佐々木 勝男	帰路別
	町議会議員	竹下 博英	
	学識経験者	片桐 登司夫	
事務局	次長	豊嶋 司	
	参事	佐々木 秀則	
	参事	丸山 春男	

以上12名

先進地調査結果について

調 査 項 目	岐阜広域合併協議会	富山地域合併協議会
<p>1．新市建設計画等について</p> <p>(1) 各市町の総合計画の反映方法と計画掲載事業の選考手法</p> <p>(2) 合併特例債の対象事業の選考方法</p> <p>(3) 財政計画の歳入歳出の見積り方法</p>	<p>(1) 現在、各市町の職員による「新市建設計画班」において原案を作成し、協議会委員による「新市建設計画策定小委員会」で協議を進めている。</p> <p>(2) 協議中</p> <p>(3) 協議中</p>	<p>(1) 地域の特性と課題として構成市町村の総合計画を整理し、計画掲載事業は構成市町村から主要事業の提出を受け、とりまとめていく予定である。</p> <p>(2) 合併協議会としては、合併特例債の対象事業を絞り込まない。</p> <p>(3) 財政分科会と協議する。</p>
<p>2．協定項目の協議について</p> <p>(1) サービス水準や負担において、小規模自治体の施策を新市に取り入れる予定の有無</p> <p>(2) 有の場合その具体的施策</p>	<p>(1) これまでの各市町の伝統や文化、まちづくりの歩みを尊重しつつ、将来的にも安定した都市経営を確立できるような調整に努めている。</p>	<p>(1) 現在7市町村の職員で構成する12専門部会で協議中である。</p> <p>・地方税のうち、事業所税については、不均一課税という方法も考えられる。</p>
<p>3．事務組織および機構の取扱いについて</p> <p>(1) 支所機能</p>	<p>(1) 従前の役所・役場を活用し、管理部門は統合するものの、機能をほぼ残す、従前機能維持型を基本とし、その組織の長に権限を委譲していくことなどを検討している。</p>	<p>(1) 旧市町村役場は、政令市の「区」に準じた(仮)総合行政センターを検討中である。</p> <p>(自治法上は支所機能)</p>
<p>4．住民説明会について</p> <p>(1) 開催時期</p> <p>(2) 開催理由</p> <p>(3) 開催対象</p>	<p>(1) 協定項目および建設計画の案がまとまる4月に開催を予定している。</p> <p>(2) 協定項目および建設計画の案を示し、合併の合意形成を図るため。</p> <p>(3) 協議会としては市は2、3カ所、町は1カ所と考えているが、まだ決まっていない。</p>	<p>(1) 平成15年11月、平成16年1月～2月に開催を予定している。</p> <p>(2) 本年11月は、建設計画における住民の意見を聴くことを主眼とし、来年1月～2月は、協定項目および建設計画の説明</p> <p>(3) 各市町村の考えにより開催(市町村主催)</p>

合併における議員の任期および定数について

平成15年11月5日
議会専門部会

議員の定数及び任期の原則

議員の定数については、地方自治法により、人口を基準とした市町村の区分に応じ定められているが（法定数）それを超えない範囲において市町村の条例で定める（条例定数）こととされている。また、議員の任期は、4年となっている。

秋田市・河辺町・雄和町のそれぞれの議員の法定数および条例定数は下記表1のとおりとなっている。

以下、このたびの1市2町の合併に際しての議員の任期および定数について、5パターンについて記載する。

1 編入合併における原則（パターン1）

(ア) 編入合併の場合における議員の身分の扱い

- ・編入する秋田市議員の身分には影響はない。
- ・編入される河辺・雄和両町の議員はその身分を失う。
- ・この原則どおりとすれば、合併後の秋田市の議員数は42人となる。

(秋田市・河辺町・雄和町の議員定数および人口)

	条例定数	法定議員定数 (上限)	人口(12年国調)
秋田市	42人	46人	317,625人
河辺町	18人	22人	10,669人
雄和町	18人	18人	8,352人
計	78人	-	336,646人

(表 1)

(イ) 合併後の議会議員の定数

議員定数は、「自治法第91条第1項」により「条例で定める」とされ、同条第2項において、人口の段階別に定数の上限が定められていることから、合併後の人口に応じて条例で定めることとなるが、河辺町・雄和町と合併した場合でも、自治法上の定数（法定数）に変化はなく、46人である。

(合併後の地方自治法上の議員定数)

法定議員定数	人口(12年国調)	条例定数	自治法第91条第2項 (人口30万以上50万未満 の市：議員定数46人)
46人	336,646	42人	

(表 2)

2 編入合併における特例

合併市町村の均衡ある発展を実現させるため、編入される市町村の住民の意見が、合併市の行政に適切に反映されることが必要であると、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」では、「定数特例」と「在任特例」という特例規定を設けている。

なお、特例適用のパターンについては、合併関係市町の協議により合併の条件として決定され、合併後に変更することはできないものである。

1)定数特例（パターン2）（パターン3）

（パターン2） 河辺・雄和両町の区域で選挙区を設け増員することができる。この場合、合併時に増員選挙を行い、秋田市議会議員の残任期間に相当する期日（H.19.5.1）まで在任できる。（合併特例法第6条第2項）

・増員数および計算方法

町名	増員数	算出根拠（合併特例法第6条第2項）
河辺町	1人	42人（秋田市議員定数）× 10,669人 ÷ 317,625人（秋田市人口）= 1.41人
雄和町	1人	42人（秋田市議員定数）× 8,352人 ÷ 317,625人（秋田市人口）= 1.10人

平成19年5月1日まで議員定数は44人となる。

（パターン3） の特例を選択した場合 に続き、さらに合併後、最初の一般選挙においても、選挙区を設け増員できる。この場合、H.23.5.1まで在任できる。

（合併特例法第6条第5項）

平成23年5月1日まで議員定数は44人となる。

【定数特例期間における議員数】

合併前議員数 = 秋田市42人 | 河辺町18人 | 雄和町18人

平成17年1月に合併した場合 河辺町・雄和町選挙区で増員選挙を行う。

の場合

・秋田市議員の残任期間までの議員数（合併特例法第6条第2項）

秋田市議員数	42人
河辺町議員数	1人 河辺町に選挙区を設け増員（選挙）
雄和町議員数	1人 雄和町に選挙区を設け増員（選挙）
議員総数	44人 = 編入合併特例定数

平成19年4月改選（H.19.5.1任期） 合併後最初の一般選挙で河辺町・雄和町選挙区で選出し、4年間在任する。

の場合

・平成23年5月1日の任期まで在任する（合併特例法第6条第5項）

秋田市議員数	42人
河辺町議員数	1人 河辺町に選挙区を設け増員（選挙）
雄和町議員数	1人 雄和町に選挙区を設け増員（選挙）
議員総数	44人 = 編入合併特例定数

平成23年4月改選（H.23.5.1任期） 条例定数または地方自治法第91条による定数となる。

2)在任特例 (パターン4) (パターン5)

(パターン4) 河辺・雄和両町の全議会議員は秋田市議員の在任期間（H19年5月1日）まで在任できる。（合併特例法第7条第1項第2号）
平成19年5月1日まで議員定数は78人となる。

(パターン5) の在任特例を選択した場合に続き、さらに合併後最初の一般選挙においても、編入合併特例定数により、河辺・雄和町に選挙区を設け増員できる。この場合、H23年5月1日まで在任できる。（合併特例法第7条第3項）

(増員数およびその計算方法)

町名	増員数	算出根拠（合併特例法第6条第2項）
河辺町	1人	42人(秋田市議員定数) × 10,669人 ÷ 317,625人(秋田市人口) = 1.41人
雄和町	1人	42人(秋田市議員定数) × 8,352人 ÷ 317,625人(秋田市人口) = 1.10人

平成19年5月1日まで議員定数は78人、平成23年5月1日までは44人となる。

【在任特例期間における議員数】

合併前議員数 = 秋田市42人 | 河辺町18人 | 雄和町18人

平成17年1月に合併した場合

河辺・雄和両町の議員全員が秋田市議会議員となり、現秋田市議員の残任期間まで在任する。
(併特例法第7条第1項第2号)

の場合

秋田市議員数	42人
河辺町議員数	18人
雄和町議員数	18人
議員総数	78人

平成19年4月改選(H.19.5.1任期)

合併後最初の一般選挙において、編入合併特例定数で河辺・雄和選挙区で増員できる。任期は、平成23年5月1日までとなる。（合併特例法第7条第3項）

の場合

秋田市議員数	42人	
河辺町議員数	1人	河辺町に選挙区を設け増員(選挙)
雄和町議員数	1人	雄和町に選挙区を設け増員(選挙)
議員総数	44人	

平成23年4月改選(H.23.5.1任期)

条例定数または自治法第91条による定数となる。

[参 考]

(合併による報酬等の経費)

1. 定数特例(パターン2)を適用し、議員2名を増員し、任期を平成19年5月1日までとした場合の経費
56,984千円
2. 定数特例(パターン3)を適用し、議員2名を増員し、任期を平成23年5月1日までとした場合の経費
158,624千円
3. 在任特例(パターン4)を適用し、議員36名を増員し、任期を平成19年5月1日までとした場合の経費
1,038,153千円
4. 在任特例と定数特例(パターン5)を適用し、平成19年5月1日まで議員36名を増員し、さらに平成19年5月2日から平成23年5月1日まで2名を増員した場合の経費
1,139,593千円

合併の期日を平成17年1月11日とし、定数特例選択による増員選挙を平成17年1月23日とした場合の計算である。

経費計算には、報酬・期末手当・行政視察経費・政務調査費・議員共済経費・費用弁償等を含む。

[参考] 秋田市・河辺町・雄和町の議員報酬(月額)

秋田市	634,000円
河辺町	245,000円
雄和町	245,000円

(平成15.10現在)

各議会の市町合併に伴う議員の任期および定数等の取扱い方針

平成15年11月5日
議会専門部会

	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町
議 員 定 数	定数特例とする。	在任特例とする。	在任特例とする。
議 員 任 期	平成19年5月1日もしくは平成23年5月1日までの両論があり両町と協議のうえ決定する。	平成19年5月1日までとする。その後は定数特例を選択しないものである。	平成19年5月1日までとする。その後は定数特例を選択しないものである。
報 酬 等	合併後の両町選出議員の報酬は現在の秋田市議会議員と同額とする。	秋田市に合併後も現在の河辺町議会議員の報酬と同額とする。	議員定数の確定後に協議する。
上記に対する各議会の方針決定の理由	<p>1．合併による人口増は、秋田市の人口の5.9%にとどまり、1割にも満たない増であり、現在の秋田市の人口が大幅に増えるものではないこと。両町の議員全員が在任する「在任特例」では新市の議員が78人にもなり、合理的ではないこと。</p> <p>2．合併に伴い議員数が少なくなると行政に両町住民の声を伝える手段が無くなるという危惧が言われるが、これは、支所・出張所の配置、広聴制度等の活用により解決できるものと考えられる。</p> <p>3．合併の根底には行革・効率的な行政の執行という考えがあるはずであり、このような考えからも、両町の議員全員が在任するとなれば、概算で平成19年5月まで10億円もの経費がかかり、現在の2倍程度の増となる。このことは市民の理解を得ることはできないのではなからうか。78人の議員というのは、合併の趣旨に反するものと考えられる。また、両町の議員は地域審議会などでの活用も考えられる。</p> <p>4．河辺・雄和両町からは、財政上の理由から合併の申し入れがされたはずであり、市民アンケートでも、経費削減の声があった。このようなことから在任特例ではなく定数特例が妥当と考えるが、行政に両町の住民意見を取り入れる方策の検討が必要である。</p> <p>5．定数特例が妥当と考えるが、市民、町民には合併協定書の素案を公表するなど、合併については十分な情報の提供を行っていくべきである。</p>	<p>1．合併の方式は編入合併であるが、当初に「対等の立場で協議する」ということを、お互いに確認している。</p> <p>2．編入合併方式では、編入される側として自治権が無くなることに不安を抱いており、これらを踏まえると地域住民の合併に伴う不安をできる限り取り除くことが基本と思われる。</p> <p>3．新市建設計画などの円滑な執行がなされるか、当分の間チェックする必要がある。</p> <p>4．議会に代わる組織として、地域審議会の方法もあるが、県外の先進事例では地域審議会そのものは形骸化されており、その機能が疑問視されている現状では、従来の議会以外に有効な手段は期待できないものである。</p> <p>5．雄和町においても、在任特例とし、協議を進めることを確認していることから、同一歩調を進める。</p>	<p>1．合併の方式は編入合併であるが、当初に「対等の立場で協議する」ということを、お互いに確認している。</p> <p>2．合併により編入される側は、これまでの自治権が無くなることに大きな不安がある。</p> <p>3．町で実施した合併の住民説明会では、合併と同時に首長や議員がいなくなることで、周辺部の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という不安が多く出されたことなどがある。</p> <p>4．新市建設計画などの円滑な執行がなされるまで、相当数の議員が、その推移を見守る必要があるという意見が大半を占めている。</p> <p>5．議会に代わる組織として、地域審議会の方法もあるが、県外の先進事例では地域審議会そのものは形骸化されており、その機能が疑問視されている現状では、従来の議会以外に有効な手段は期待できないものである。</p> <p>6．河辺町においても、在任特例とし、協議を進めることを確認していることから、同一歩調を進める。</p>